

中央公園整備及び管理運営事業 基本協定書（案）に関する質問回答（第2回）

No	頁	条／別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
1	5	第8条				業務の委託等	乙は、事業者をして本事業に関する各業務について受託者等にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとなっていますが、「委託し、又は請負わせる」の解釈として、建物等の賃貸借契約を結ぶことも可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書に関する質問（第2回）No. 1の回答でも言及している通り、特定公園施設または公園敷地について、当該建物、土地の賃貸借契約を結ぶことはできません。 即ち、屋内遊び場建物の賃貸借、公募対象公園施設設置のための土地の賃貸借は認められません。